

第 5 0 号議案

亀岡市財産区等基金条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市財産区等基金条例（昭和 5 6 年亀岡市条例第 2 6 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市財産区等基金条例の一部を改正する条例

亀岡市財産区等基金条例（昭和 5 6 年亀岡市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 基金として積み立てる額は、当該財産区管理会又は曾我部山林管理委員会の同意を得て、当該財産区特別会計歳入歳出予算及び曾我部山林事業特別会計歳入歳出予算で定める。

2 決算上剰余金を生じたときは、当該財産区管理会又は曾我部山林管理委員会の同意を得て、当該剰余金の全部又は一部を基金に編入することができる。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(4) その他市長が必要と認め、当該財産区管理会又は曾我部山林管理委員会が同意したとき。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市財産区等基金条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 決算剰余金及び基金の処分について、処分方法の多様化を図ること。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行すること。